

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－3－1－5 <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）</u></p> <p>Ⅱ－3－1－5－1 <u>主な着眼点</u> <u>銀行が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、銀行が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u></p> <p>Ⅱ－3－1－5－2 <u>監督手法・対応</u> <u>日常の監督事務や、不祥事件等届出書等を通じて把握され</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守</p> <p>[新設]</p>

改正案	現 行
<p><u>た銀行の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 24 条の規定に基づく報告を求めることを通じて、銀行における自主的な業務改善状況を把握することとする。銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 27 条の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p>	
<p><u>II-3-1-6</u> 資本金の額の増加の届出の手續等</p>	<p><u>II-3-1-5</u> 資本金の額の増加の届出の手續等</p>
<p><u>II-3-1-6-1</u> [略]</p>	<p><u>II-3-1-5-1</u> [略]</p>
<p><u>II-3-1-6-2</u> [略]</p>	<p><u>II-3-1-5-2</u> [略]</p>
<p><u>II-3-1-7</u> 不適切な取引等</p>	<p><u>II-3-1-6</u> 不適切な取引等</p>
<p><u>II-3-1-7-1</u> [略]</p>	<p><u>II-3-1-6-1</u> [略]</p>
<p><u>II-3-1-7-2</u> [略]</p>	<p><u>II-3-1-6-2</u> [略]</p>
<p>II-3-2 利用者保護等</p>	<p>II-3-2 利用者保護等</p>

改正案	現行
<p>Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>[略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) リスク商品に係る業務</p> <p>① [略]</p> <p>② 特定預金等の受入れ</p> <p>特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「<u>Ⅲ－２－３－２－１適合性原則</u>」、「<u>Ⅲ－２－３－２－３広告等の規制</u>」、「<u>Ⅲ－２－３－２－４顧客に対する説明態勢</u>」、「<u>Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項</u>」等を参照するものとする。</p> <p>③、④ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>[略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) リスク商品に係る業務</p> <p>① [略]</p> <p>② 特定預金等の受入れ</p> <p>特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「<u>Ⅲ－２－３－１適合性原則</u>」、「<u>Ⅲ－２－３－３広告等の規制</u>」、「<u>Ⅲ－２－３－４顧客に対する説明態勢</u>」、「<u>Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項</u>」等を参照するものとする。</p> <p>③、④ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p>

改正案	現行
<p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１ 銀行持株会社</p> <p>Ⅲ－４－１－２ 主な着眼点</p> <p>[略]</p> <p>(１)～(８) [略]</p> <p>(９) 第三者割当増資のコンプライアンス態勢(Ⅱ－３－１－６参照)がグループ全体に確立されているか。</p> <p>(１０)～(１３) [略]</p> <p>Ⅳ 銀行代理業等</p> <p>Ⅳ－１ 銀行代理業</p> <p>Ⅳ－１－４ 銀行代理業者</p> <p>Ⅳ－１－４－２ 主な着眼点</p>	<p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１ 銀行持株会社</p> <p>Ⅲ－４－１－２ 主な着眼点</p> <p>[略]</p> <p>(１)～(８) [略]</p> <p>(９) 第三者割当増資のコンプライアンス態勢(Ⅱ－３－１－５参照)がグループ全体に確立されているか。</p> <p>(１０)～(１３) [略]</p> <p>Ⅳ 銀行代理業等</p> <p>Ⅳ－１ 銀行代理業</p> <p>Ⅳ－１－４ 銀行代理業者</p> <p>Ⅳ－１－４－２ 主な着眼点</p>

改正案	現 行
<p>IV-1-4-2-1 銀行代理業者の禁止行為、不適切な取引等</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関してはⅡ-3-1-7に準じるものとする。</p>	<p>IV-1-4-2-1 銀行代理業者の禁止行為、不適切な取引等</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関してはⅡ-3-1-6に準じるものとする。</p>
<p>IV-3 電子決済等代行業</p>	<p>IV-3 電子決済等代行業</p>
<p>IV-3-4 利用者保護ルール等</p>	<p>IV-3-4 利用者保護ルール等</p>
<p>IV-3-4-1 意義</p>	<p>IV-3-4-1 意義</p>
<p>電子決済等代行業者が法第2条第21項第1号に掲げる行為として提供する決済サービス（電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。）は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述（Ⅱ-3-6）の通り、銀行と銀行外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、電子決済等代行業者及び銀行の双方にとって重要な課題となっている。</p> <p>以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する電子決済等代行業者においては、電子決済等代行業の利用者や連携・協働する銀行</p>	<p>電子決済等代行業者が法第2条第21項第1号に掲げる行為として提供する決済サービス（電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。）は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述（Ⅱ-3-6）の通り、銀行と銀行外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、電子決済等代行業者及び銀行の双方にとって重要な課題となっている。</p> <p>以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する電子決済等代行業者においては、電子決済等代行業の利用者や連携・協働する銀行</p>

改正案	現 行
<p>の利用者（以下、Ⅳ－３－４及びⅣ－３－５において「利用者等」という。）の利益の保護を含む電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば、以下のような点に留意するものとする。</p> <p><u>なお、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第２条において、電子決済等代行業者及びその役職員に関しても、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務が求められる趣旨を踏まえ、Ⅱ－３－１－５に準じた対応を行う必要がある点に留意するものとする。</u></p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V－１ 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>V－１－１ 着眼点</p> <p>V－１－１－１－１ 出資増強に関する着眼点</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特に留意すべき事項</p>	<p>の利用者（以下、Ⅳ－３－４及びⅣ－３－５において「利用者等」という。）の利益の保護を含む電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば、以下のような点に留意するものとする。</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V－１ 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>V－１－１ 着眼点</p> <p>V－１－１－１－１ 出資増強に関する着眼点</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特に留意すべき事項</p>

改正案	現行
<p>出資増強に際して遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に、以下の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>① 「資本充実の原則」の遵守、及び金融機関の自己資本としての健全性（安定性・適格性）の確保（本監督指針Ⅱ－３－<u>1－6－2（2）②イ.</u>を準用する。）</p> <p>②、③ [略]</p> <p>（3） [略]</p> <p>V－1－1－1－2 合併に関する着眼点</p> <p>[略]</p> <p>V－1－1－2 監督手法・対応</p> <p>（1）協同組織金融機関から法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画中に普通出資による資本増強策が含まれている場合には、各種の法令等遵守に係る内部管理態勢全般に関する資料（本監督指針Ⅱ－３－<u>1－6－2（1）</u>の（注2）を適宜参照）の添付を求めることとする。</p>	<p>出資増強に際して遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に、以下の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>① 「資本充実の原則」の遵守、及び金融機関の自己資本としての健全性（安定性・適格性）の確保（本監督指針Ⅱ－３－<u>1－5－2（2）②イ.</u>を準用する。）</p> <p>②、③ [略]</p> <p>（3） [略]</p> <p>V－1－1－1－2 合併に関する着眼点</p> <p>[略]</p> <p>V－1－1－2 監督手法・対応</p> <p>（1）協同組織金融機関から法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画中に普通出資による資本増強策が含まれている場合には、各種の法令等遵守に係る内部管理態勢全般に関する資料（本監督指針Ⅱ－３－<u>1－5－2（1）</u>の（注2）を適宜参照）の添付を求めることとする。</p>

改正案

現行

(2) 略

(2) 略

V-1-6 準用一覧表

V-1-6 準用一覧表

[略]

[略]

業態別の準用一覧表

(別紙6)

業態別の準用一覧表

(別紙6)

(摘要:○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項目	準用状況		
	信金	信組	労金
II-3 業務の適切性			
II-3-1 法令等遵守	○	○	○
II-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応	○	○	○
II-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応	○	○	○
II-3-1-3 組織犯罪等への対応	○	○	○
II-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止	○	○	○
II-3-1-5 顧客の最善の利益を勘案した誠実・公正義務(金融サービス提供・利用環境整備法第2条)	○	○	○
II-3-1-6 資本金の額の増加の届出の手續等	×	×	×
(協)V-1-1 出資増強及び合併における留意点	●	●	●
II-3-1-7 不適切な取引等	○	○	○

(摘要:○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項目	準用状況		
	信金	信組	労金
II-3 業務の適切性			
II-3-1 法令等遵守	○	○	○
II-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応	○	○	○
II-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応	○	○	○
II-3-1-3 組織犯罪等への対応	○	○	○
II-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止	○	○	○
II-3-1-5 資本金の額の増加の届出の手續等	×	×	×
(協)V-1-1 出資増強及び合併における留意点	●	●	●
II-3-1-6 不適切な取引等	○	○	○

V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係

V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係

V-3-6 監督指針の準用

V-3-6 監督指針の準用

V-3-6-1

V-3-6-1

信用金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで (II-3-1-6、II-3-7-2 (15)、III-1-4、III-1-6、III-1-7

信用金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで (II-3-1-5、II-3-7-2 (15)、III-1-4、III-1-6、III-1-7

改正案	現 行
<p>(1) 及び (2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1～8並びにⅣ-1-5-2-4を除く。) 及び様式(4-15-1-1～4-15-3-2、4-15-5-1及び4-15-5-2を除く。)・参考資料編を準用する。</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>V-4-7 監督指針の準用</p> <p>V-4-7-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針 I からⅣまで(Ⅱ-3-1-6、Ⅱ-3-7-2 (15)、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7 (1) 及び (2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1～8並びにⅣ-1-5-2-4を除く。) 及び様式(4-15-1-1～4-15-3-2、4-15-5-1及び4-15-5-2を除く。)・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ-5については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない)。</p>	<p>(1) 及び (2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1～8並びにⅣ-1-5-2-4を除く。) 及び様式(4-15-1-1～4-15-3-2、4-15-5-1及び4-15-5-2を除く。)・参考資料編を準用する。</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>V-4-7 監督指針の準用</p> <p>V-4-7-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針 I からⅣまで(Ⅱ-3-1-5、Ⅱ-3-7-2 (15)、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7 (1) 及び (2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1～8並びにⅣ-1-5-2-4を除く。) 及び様式(4-15-1-1～4-15-3-2、4-15-5-1及び4-15-5-2を除く。)・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ-5については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない)。</p>

改正案	現 行
<p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>V-5-5 監督指針の準用</p> <p>V-5-5-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで（<u>II-3-1-6</u>、II-3-7-2（15）、II-5、III-1-4、III-1-6、III-1-7（1）及び（2）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-14、III-4-17-1～8、IV-1-5-2-4 並びに IV-2 を除く。）及び様式（4-15-1-1～4-15-3-2、4-15-5-1 及び 4-15-5-2 を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-2 を準用することとする。</p>	<p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>V-5-5 監督指針の準用</p> <p>V-5-5-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで（<u>II-3-1-5</u>、II-3-7-2（15）、II-5、III-1-4、III-1-6、III-1-7（1）及び（2）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-14、III-4-17-1～8、IV-1-5-2-4 並びに IV-2 を除く。）及び様式（4-15-1-1～4-15-3-2、4-15-5-1 及び 4-15-5-2 を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-2 を準用することとする。</p>

改正案	現行
<p>【様式・参考資料編】 資本金の額の増加 別紙様式 4-12-3 (増資を行う全ての銀行用) 年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>増資届出書(3)</p> <p>資本金の額を増加いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <p>[表略] (注) [略]</p> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p>(注) 記載要領及び添付書類 1. ~ 4. [略]</p>	<p>【様式・参考資料編】 資本金の額の増加 別紙様式 4-12-3 (増資を行う全ての銀行用) 年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>増資届出書(3)</p> <p>資本金の額を増加いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <p>[表略] (注) [略]</p> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p>(注) 記載要領及び添付書類 1. ~ 4. [略]</p>

改正案	現 行
<p>5. 監督指針Ⅱ-3-1-6-2(5)に基づき、増資完了後6か月経過の後速やかに事後点検の結果を、別紙様式4-7-3による届出の追加添付資料として提出するものとする。</p>	<p>5. 監督指針Ⅱ-3-1-5-2(5)に基づき、増資完了後6か月経過の後速やかに事後点検の結果を、別紙様式4-7-3による届出の追加添付資料として提出するものとする。</p>